

第7節 外国金融機関等に対する金融検査

I 検査実施状況の概要（資料 19-1-10 参照）

外国金融機関等に対する検査については、「平成 12 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」において、「担当検査部門の充実を踏まえ、検査頻度や深度の向上に努める。」としているところである。

平成 12 検査事務年度においては、こうした方針に沿って、外国金融機関等に対する検査に順次取り組んできたところであり、平成 13 年 5 月 31 日までに、本庁において、銀行 4 行、信託銀行 2 行、保険会社 5 社、証券会社 5 社に対して検査に着手し、このうち、銀行 2 行、信託銀行 1 行、証券会社 3 社に対して、検査結果を通知している。

検査においては、外国金融機関等の法令遵守状況、リスク管理状況等について検証しており、検査結果を見ると、法令等遵守の状況及びリスク管理の状況等について、一部の金融機関に以下のような事例が認められた。（Ⅱ 検査結果の概要 参照）

なお、検査においては、バーゼル銀行監督委員会の合意に従い、外国金融機関等の本店等を監督する母国監督当局等と密接に連携を図っているところである。特に、外国金融機関等の中には、世界各地に業務展開し、その組織、業務、レポーティングライン、内部管理体制が複雑なものが少なくないことから、母国監督当局だけではなく、我が国と同様の現地監督当局の立場にある他の海外監督当局との連携を強化してきている。

Ⅱ 検査結果の概要

検査（平成 11 検査事務年度に着手した一部検査を含む。）において指摘した主な事例は以下のとおりである。

1. 銀行・信託銀行に対する検査

（1）法令等遵守状況

- ① 銀行法や証券取引法の規定に違反した行為が認められた。
- ② 顧客の意図的な決算対策に利用されるおそれのある不適切な取引を実行した行為が認められた。
- ③ グループ証券会社との間で、業務の混在など業態間の利益相反や顧客情報等の守秘義務などの観点からの対応に問題ある事例が認められた。
- ④ コンプライアンス・プログラムや不祥事件発生時の取扱規程等が整備されていないなど、法令等を遵守する体制が整備されていないものが認められた。

（2）リスク管理状況

ア. 信用リスク

自己査定基準や償却・引当基準が整備されていないほか、与信承認書が保存されていないなど不十分な信用リスク管理態勢となっているものが認められた。

イ. 市場関連リスク

ポジション・リミットを大幅に超過した事例や日中のポジション管理やフェアプライス・チェックが行われていないなどの問題点が認められた。

ウ. 流動性リスク

銀行全体の円資金管理を担っているにもかかわらず、緊急時の調達手段を確保していないなど、リスク管理が不十分なものとなっているものが認められた。

エ. 事務リスク

各種事務取扱規程等の整備が不十分であったことから、当局への報告書等の記載誤りや重要書類の紛失が認められた。

オ. システムリスク

相互牽制体制が整備されていないことから、ユーザーID、パスワード、データへのアクセス権の付与や抹消登録が大幅に遅延している事例やマシン・ルームの入退出の管理が行われていないなどの問題点が認められた。

(3) 監査

フォローアップ態勢が不十分であることから、指摘事項に対する必要な改善が実施されていない事例等が認められた。

2. 証券会社に対する検査

(1) 法令等遵守

ア. 法令等遵守状況

在日支店の業務運営において外国証券業者に関する法律や法令諸規則に違反する事例が認められたほか、不備・不適切な事項も多数認められた。主な事例としては、次のとおりであった。

- ① 自己資本規制比率の維持義務違反や資産の国内保有不足等の法令に違反する行為が認められた。
- ② 外国証券会社の兼業業務の承認等に係る規制について、当局の承認を受けず、あるいは届出を行っていない違反行為が認められた。
- ③ 外務員登録を受けていない職員に外国有価証券の売買の受託業務や国債の引受業務を行わせていたものが認められた。

イ. 内部管理態勢

在日支店としての主体的な態勢が構築されておらず、内部牽制が有効に機能していないため、次のような問題点がみられるなど内部管理態勢が脆弱なものが認められた。

- ① 顧客の意図的な決算対策に利用されるおそれのある商品等を組成・販売するなど、不適切な関与を行ったものが認められた。
- ② 顧客情報等に係る管理に関して、不適切な行為が認められた。
- ③ 法令等遵守に係る具体的な基本方針や遵守基準等が明確となっていないほか、実践計画が策定されていないものが認められた。

(2) リスク管理状況

ア. リスク管理態勢

グローバルベースでのリスク管理が行われていることから、在日支店独自のリスク管理のための組織の整備や人員の配置が行われていないなど、リスク管理態勢が不十分であるものが認められた。

イ. 信用リスク

顧客管理規程が未整備であるため、顧客審査が不十分なまま取引を実行したなどの、信用リスク管理体制が不十分であるものが認められた。

ウ. 市場関連リスク

市場リスクについて、適切なモニタリングが日々行われていないなど、市場関連リスク管理体制が不十分であるものが認められた。

エ. 流動性リスク

管理規程の整備や危機管理対策が不十分であるなど、流動性リスク管理体制が不十分であるものが認められた。

オ. 事務リスク

業務運営に係る組織規程や事務処理の手続規程に不備がみられるほか、これに起因して、法定帳簿や重要書類等の管理体制も不十分であるなど、事務リスク管理体制が不十分であるものが認められた。

カ. システムリスク

ユーザーIDやパスワードの管理状況が不十分となっているほか、バックアップデータの保存期間が設定されていないなど、システムリスク管理体制が不十分であるものが認められた。

(3) 監査等

在日支店としての統合的な管理体制が構築されていないなど、内部監査体制が整備されておらず、本店等による業務実態の把握・管理が不十分であるものが認められた。

Ⅲ 行政処分に繋がった検査

1. カナダ・コマーズ銀行東京支店に対する検査及び処分等について

(1) 検査実施状況

カナダ・コマーズ銀行東京支店に対しては、平成12年11月13日、CIB C証券会社東京支店と同時に金融庁による立入検査を開始し、平成13年3月23日に検査結果を通知した。

(2) 検査結果概要

銀行法第12条及び証券取引法第65条第1項の規定に違反する株式現物の受渡しが行われるオプションが内蔵された有価証券店頭デリバティブ取引の媒介が行われたほか、証券取引法第65条の2第3項に規定する認可を受けずに有価

証券店頭デリバティブ取引の媒介を営業として行っていたなど法令等遵守態勢等に問題が認められた。

(参考) 行政処分

検査結果を踏まえ、行政手続法の規定に基づく弁明の機会の付与の手続きを経た上で、平成13年4月13日に、平成13年4月23日から同年4月27日までの間、一部部門の業務の停止等の行政処分を命じた。

2. ラボ・アジア証券会社東京支店に対する検査及び処分等について

(1) 検査実施状況

ラボ・アジア証券会社東京支店に対して、平成12年11月13日、金融庁による立入検査を開始し、平成13年1月26日に検査結果を通知した。

(2) 検査結果概要

ラボ・アジア証券会社東京支店において、資本金を国内に持ち込んでいなかったことによる自己資本規制比率の維持義務違反、非居住者に対する債務以外の負債に相当する資産の国内保有義務違反、クレジット・デリバティブ取引の媒介及び金融先物取引等の兼業業務の承認等に係る違反行為、外務員の無登録営業及び役員の変更に伴う変更届出の未提出等の法令違反行為が認められた。

(参考) 行政処分

検査局の検査結果のほか、証券取引等監視委員会の勧告を踏まえ、外国証券業者に関する法律等の規定に基づく聴聞等の手続きを経た上で、平成13年2月6日に、平成13年2月7日から同年3月8日までの間、東京支店の全ての業務（但し、顧客資産の返還等の一部業務は除く。）の停止及び顧客資産を速やかに返還し、円滑な支店閉鎖に尽力すること等の行政処分を命じた。

3. CIBC証券会社東京支店に対する検査及び処分等について

(1) 検査実施状況

CIBC証券会社東京支店に対して、平成12年11月13日、金融庁による立入検査を開始し、平成13年3月6日に検査結果を通知した。

(2) 検査結果概要

CIBC証券会社東京支店において、当局の承認を受けることなく、また、届出も行わないまま、金銭債権の売買取引の媒介等の証券業以外の業務を行っていたほか、外務員登録を受けていない職員に外国有価証券の売買注文の受託等の営業行為を行わせていた等の法令違反行為が認められた。

(参考) 行政処分

検査局の検査結果のほか、証券取引等監視委員会の勧告を踏まえ、外国証券

業者に関する法律等の規定に基づく聴聞等の手続を経た上で、平成 13 年 3 月 14 日に、平成 13 年 3 月 26 日から同年 3 月 30 日までの間、東京支店金融商品部の全ての業務の停止並びに東京支店の有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、有価証券関連以外のデリバティブ取引業務の媒介及び金銭債権の売買取引の媒介業務の停止等の行政処分を命じた。